

「三重県スポーツ推進条例（仮称）」 新旧対照表（中間案→最終案）

最 終 案	中 間 案
【構成】	【構成】
前文	前文
第一章 総則	第一章 総則
第一条 (目的)	第一条 (目的)
第二条 (基本理念)	第二条 (基本理念)
第三条 (基本政策)	第三条 (基本政策)
第四条 (県の責務)	第四条 (県の責務)
第五条 (県民の役割)	第五条 (県民の役割)
第六条 (市町の役割)	第六条 (市町の役割)
第七条 (スポーツ関係団体の役割)	第七条 (スポーツ関係団体の役割)
第八条 (民間事業者の役割)	第八条 (民間事業者の役割)
第九条 (相互の連携)	第九条 (相互の連携)
第二章 推進施策	第二章 推進施策
第十条 (子どもの体力向上とスポーツ活動の充実)	第十条 (子どものスポーツ活動の充実)
第十一条 (地域スポーツの推進)	第十一条 (地域スポーツの推進)
第十二条 (競技力の向上)	第十二条 (競技力の向上)
第十三条 (障がい者スポーツの推進)	第十三条 (障がい者スポーツの推進)
第十四条 (スポーツを通した地域の活性化)	第十四条 (スポーツを通した地域の活性化)
第十五条 (施設の整備等)	第十五条 (施設の整備等)
第三章 推進体制	第三章 推進体制

- 第十六条 (推進計画)
 第十七条 (スポーツ推進審議会)
 第十八条 (スポーツ推進月間)
 第十九条 (顕彰)
 第二十条 (財政上の措置) (県民等の協力)
第二十一条 (財政上の措置)

(前文)

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、子どもの健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与している。

また、スポーツは、家族のつながりを促すとともに、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなことから、県民の皆さんの自主的、主体的な参画を得ながら、スポーツを通した人づくりや地域づくりを推進することで、県民の皆さんのがスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」を目指すため、この条例を制定する。

- 第十六条 (推進計画)
 第十七条 (スポーツ推進審議会)
 第十八条 (スポーツ推進月間)
 第十九条 (顕彰)
 第二十条 (財政上の措置)

(前文)

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上に資することはもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、子どもの健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与している。

また、スポーツは、家族のつながりを促すとともに、スポーツによってできる人や地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技大会などで、スポーツを通して自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるアスリートの姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなことから、県民の皆さんの自主的、主体的な参画を得ながら、スポーツを通した人づくりや地域づくりを推進することで、県民の皆さんのがスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」を目指すため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念、基本政策を定め、県の責務並びに県民及び市町、スポーツ関係団体、民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、それ自体が持つあらゆる価値や意義が十二分に發揮され、県民がそれを共有し享受できるよう、公平、公正な環境のもとで推進されなければならない。

- 2 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的、主体的に親しむことができ、成果が実感できるよう推進されなければならない。
- 3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が自主的、主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実

子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念、基本政策を定め、県の責務並びに県民及び市町、スポーツ関係団体、民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、それ自体が持つあらゆる価値や意義が十二分に發揮され、県民がそれを共有し享受できるよう、公平、公正な環境のもとで推進されなければならない。

- 2 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的、主体的に親しむことができ、成果が実感できるよう推進されなければならない。
- 3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が自主的、主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 子どものスポーツ活動の充実

子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること

二 地域スポーツの推進

すべての県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができること

三 競技力の向上

県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できること

四 障がい者スポーツの推進

障がい者が障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされた環境のもと自立的かつ積極的にスポーツを行うことができるこ

五 スポーツを通した地域の活性化

スポーツの推進を通して世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、県民の一体感及び活力が醸成されること

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念、基本政策にのつとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進にあたっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、スポーツ関係団体、民間事業者との間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、県民及び、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、必要な助言及び情報の提供等の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす

二 地域スポーツの推進

すべての県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができること

三 競技力の向上

県内の選手及びチームが国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できること

四 障がい者スポーツの推進

障がい者が障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮がなされた環境のもと自立的かつ積極的にスポーツを行うことができるこ

五 スポーツを通した地域の活性化

スポーツの推進を通して世代間及び地域間の交流が促進されるとともに、県民の一体感及び活力が醸成されること

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念、基本政策にのつとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進にあたっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、スポーツ関係団体、民間事業者との間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、県民及び、市町、スポーツ関係団体、民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、必要な助言及び情報の提供等の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす

役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、相互に連携を図りながらスポーツの推進に取り組むようスポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

第二章 推進施策

(子どもの体力向上とスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、スポーツの推進に自主的、主体的に取り組むよう努めるものとする。

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、相互に連携を図りながらスポーツの推進に取り組むよう努めるものとする。

第二章 推進施策

(子どものスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育及び運動部活動等の充実を図るため、教員の資質指導力の向上を図るとともに、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(地域スポーツの推進)

第十一條 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずることにより、県民がレクリエーション活動その他のスポーツ活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

(競技力の向上)

第十二条 県は競技力の向上を図るため、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第十三条 県は、障がい者に対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町及びスポーツ関係団体等、民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障が

2 県は、学校における体育及び運動部活動の充実を図るため、教員の資質の向上を図るとともに、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(地域スポーツの推進)

第十一條 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずることにより、県民がレクリエーション活動その他のスポーツ活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

(競技力の向上)

第十二条 県は競技力の向上を図るため、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第十三条 県は、障がい者に対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町及びスポーツ関係団体等と協力して、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ

いの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通した地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るために、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るために、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るとともに、災害時への対応に配慮するよう努めるものとする。
- 3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

第三章 推進体制

(推進計画)

第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、スポーツの推進に関する計画を策定しなければならない。

- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじ

活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通した地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るために、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るために、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するにあたっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るとともに、災害時への対応に配慮するよう努めるものとする。
- 3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

第三章 推進体制

(推進計画)

第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、スポーツの推進に関する計画を策定しなければならない。

- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじ

め、県民の意見を反映できるよう適切な措置を講じるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(スポーツ推進審議会)

第十七条 県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、三重県スポーツ推進審議会において審議する。

(スポーツ推進月間)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的、主体的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、~~スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。~~

2 県は、~~スポーツに関する施策を推進するために必要な財源を確保するため、県民及びスポーツ関係団体、民間事業者に対し広く協力を求めるものとする。~~

(県民等の協力)

第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するために、県民及びスポーツ関係団体、民間事業者に対し広く協力を求めるものと

め、県民の意見を反映できるよう適切な措置を講じるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(スポーツ推進審議会)

第十七条 県は、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、三重県スポーツ推進審議会において審議する。

(スポーツ推進月間)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的、主体的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財源を確保するため、県民及びスポーツ関係団体、民間事業者に対し広く協力を求めるものとする。

する。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な
財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。